

特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の見方

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	千代田 太郎	000000099999
住	所	宛名番号
東京都千代田区九段南1丁目2-1		

◎総合課税分所得の種類と金額を表示しています。
給与所得以外の合算所得がある場合、所得額が「その他の所得計」に表示されます。
また、「主たる給与以外の合算所得区分」欄で該当する所得の「*」が表示されます。

総所得金額①・・・
給与所得とその他の所得計を合計した額を表示しています。

◎課税標準・・・税額計算の基礎となる額です。
すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」分の課税標準額と、他の所得と分離して計算する「分離課税」分の課税標準額を表示しています。

総所得③・・・
総所得金額①から所得控除合計②の額を差し引いた額を表示しています。(①-②=③)

◎納付額・・・

今年度特別徴収で納めていただく特別区民税・都民税額です。
毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。
6月から翌年5月までが1年度分です。

納付額	6月分	33,700	9月分	33,500	12月分	33,500	3月分	33,500
	7月分	33,500	10月分	33,500	1月分	33,500	4月分	33,500
	8月分	33,500	11月分	33,500	2月分	33,500	5月分	33,500

所得	給与収入	7,000,000	主たる給与以外	
	給与所得(所得金額調整控除後)	5,200,000	合算所得	
	その他の所得計	800,000	所得区分	*
			総所得金額①	6,000,000

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	3,300,000
	社会保険料	5,000,000	配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	3,300,000
	生命保険料	3,000,000	基礎	4,300,000
	地震保険料		所得控除合計②	1,620,000

(摘要)
特別区・調整控除：1,500円 都・調整控除：1,000円
特別区・寄附金控除：22,920円 都・寄附金控除：15,280円

寄附金税額控除がある場合、摘要欄に控除額が記載されます

課税標準	総所得③	4,380,000
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

控	老	扶	親	族	該	当	区	分	特	本	人	該	当	区	分
配	定	同	老	16	歳	未	満	其	他	同	障	障	親	未	成
*															

特別区民税	税額控除前所得割額④	2,628,000
	税額控除額⑤	2,442,000
	所得割額⑥	2,383,000
	均等割額⑦	3,000
都民税	税額控除前所得割額④	1,752,000
	税額控除額⑤	1,628,000
	所得割額⑥	1,589,000
	均等割額⑦	1,000
森林環境税	森林環境税額⑧	1,000
	特別徴収税額⑨	4,022,000
税額	控除不足額⑩	
	既充当・既委託納付額⑪	
	既納付額⑫	
	差引納付額(⑨-⑩-⑪)	4,022,000
	変更前税額⑬	
	増減額(⑨-⑬)	
	変更月	

◎所得控除の額を表示しています。

(社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除など)

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

◎人的控除の内訳を表示しています。

	扶養親族該当区分	本人該当区分
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者 未成年者の場合「*」を表示 特障 特別障害者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	他障 普通障害者の場合「*」を表示 寡婦 寡婦の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	ひとり親 ひとり親の場合「*」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	勤労学生 勤労学生の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	繰越損失 繰越損失がある場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	
その他	一般扶養親族の人数を表示	
同障	同居特別障害者の人数を表示	
特障	特別障害者の人数を表示	
他障	普通障害者の人数を表示	
特親	特定親族特別控除の人数を表示	

◎税額を表示しています。

- ◆税額控除前所得割額④・・・所得区分にしたがって、税率をかけて所得割を計算します。(総合課税分) 総所得金額③×特別区民税6%、都民税4%
*分離課税分所得割は、それぞれの分離課税所得に応じた税率となります。
- ◆税額控除額⑤・・・調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額が記載されます。
- ◆所得割額⑥・・・税額控除前所得割額④-税額控除額⑤です。
- ◆均等割額⑦・・・特別区民税3,000円、都民税1,000円です。
- ◆森林環境税額⑧・・・森林環境税1,000円です
- ◆特別徴収税額⑨・・・特別区民税・都民税の所得割額・均等割額・森林環境税額の合計額を表示しています。